

対策の基本と排出量の削減状況

1 「神奈川力構想」と「神奈川県環境基本計画」

本県におけるダイオキシン類対策は、本県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」において、主な施策の1つに「化学物質などの環境影響低減化の推進」を位置づけ、ダイオキシン類や環境ホルモンによる汚染対策を進めることにより、化学物質等による環境影響を低減することとしています。

また、「神奈川県環境基本計画」においても、平成17年度から19年度までの3年間に取り組むプロジェクトの一つとして、「化学物質による環境影響低減対策の推進」を設定し、その構成事業として「ダイオキシン対策の推進」を位置付けているとともに、法の施行や常時監視等に係る業務の一部については、市町村とも連携して取り組んでいます。

■神奈川県環境基本計画における「ダイオキシン対策の推進」事業の概要

- 1 ダイオキシン法に基づき、特定施設の設置者に対する規制と自主測定の指導等を行います。
- 2 ダイオキシン法に基づき、県内の大気、公共用水域^{※4}、土壌等について環境汚染の実態を把握し、環境基準の適合状況の確認等を行います。
- 3 過去の常時監視等においてダイオキシン類濃度が環境基準値を超えた地域等について、追跡調査を実施し、環境汚染の実態を把握します。
- 4 県内に流通している食品から県民が摂取するダイオキシン類の量を調査します。
- 5 県内の浄水場の原水及び浄水を対象にダイオキシン類濃度を調査します。

2 環境基準の達成状況

本県が平成17年度までに実施したダイオキシン法に基づく県内の大気、水質、底質及び土壌の常時監視及び環境実態調査において環境基準値を超過したのは、平成14年度における1地点（地下水）のみでした。（⇒10ページ）この常時監視及び環境実態調査の結果を見ると、大気及び水質中のダイオキシン類濃度は、一部の水域を除き環境基準値を大幅に下回り、低いレベルで推移しています。（⇒12、14ページ）

また、常時監視とは別に引地川水系のダイオキシン汚染（⇒23、24ページ）に付随して平成12年度に実施した河川の緊急調査において、環境基準値を超過した河川については、原因究明や汚染原因者の指導を行うとともに、関係市町村と連携を取りながら、重点的に継続監視を実施しています。今年度は、関係市の調査で一部の河川が環境基準値を超過しましたが、適宜連絡を取りながら対応しております。（⇒23～25ページ）

3 排出量の削減状況

「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）」（平成18年12月環境省）によれば、ダイオキシン類の排出量は年々減少しており、平成17年は、全国で約323～348 g-TEQと推計されています（⇒3ページのコラム参照）。

特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）」に基づく廃棄物焼却施設からの大気への排出量は平成9年の約2%までに激減し、排出量全体に占める割合も、平成14年までは全体の5割を超えていましたが平成17年は約4割までに減少しています。

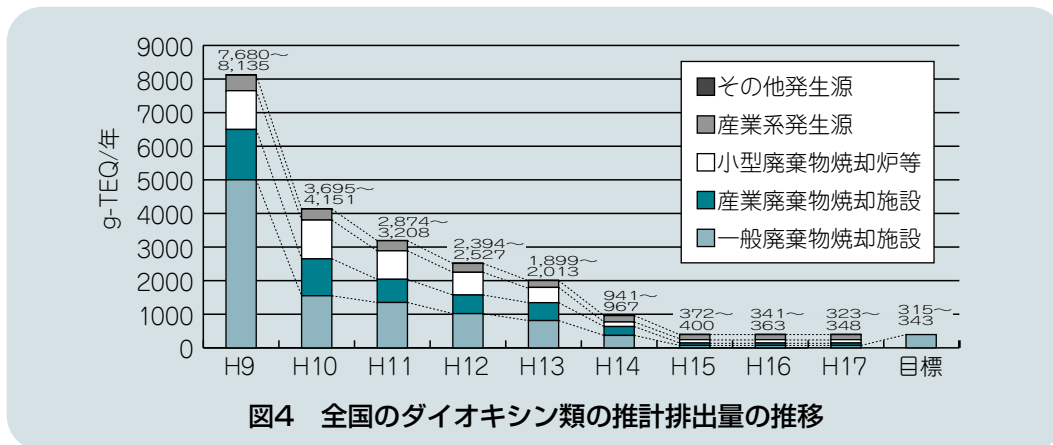
一方、廃棄物処理法対象外の小型焼却炉等の全体に占める割合は約28%と、平成14年と比較して増加しており、また産業系施設（製鋼用電気炉等）は同様に約31%と推計されています。

なお、環境中へと排出されたダイオキシン類のほとんどが大気中に排出され、水域への排出量は、全体の0.5%と推計されています。

※4 河川、湖沼、海域の他、終末処理場の設置されていない下水道（雨水排除のための都市下水道）を指します。

■国におけるダイオキシン類削減目標とその達成状況

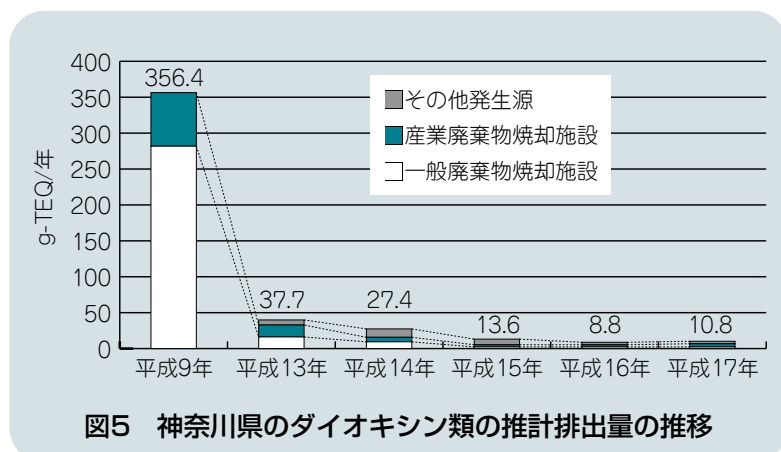
国では、ダイオキシン類の排出量の削減目標を、「ダイオキシン対策基本指針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）において「今後4年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減する」と定めるとともに、ダイオキシン法第33条第1項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画（以下「削減計画」といいます。）」においては、「平成14年度末のダイオキシン類の排出目標量を843～891g-TEQ」（平成9年の推計排出量に比して88.2～88.5%減）と定めていますが、平成15年の推計排出量は、これらの目標を達成したものとなっています（図4）。さらに平成17年6月に変更した「削減計画」においては、平成22年において、平成15年の推計排出量の15%削減を目標に設定しましたが、平成17年の推計排出量はすでに約13%の削減となっており、目標に向けて順調に進んでいます。



本県でも、全県における排出量を推計すると、平成9年度と比較してかなり減少しましたが、近年では下げ止まりの状況にあります。（図5【推計方法】参照）

【推計方法】

- 平成9年は、排ガス量原単位^{※5}を用いて推計しました。なお、その他発生源への排出量は推計していません。
- 平成13～17年度は、事業者の自主測定結果と県や市の検査結果をもとに算出しました（データが複数ある場合は、最も高い値を採用しました）。
- 自主測定が未報告の場合、「ダイオキシン類の排出量の目録」の施設規模区別の平均年間排出量を用いて推計しました。
- 年度途中で廃止された施設の排出量は、「ダイオキシン類の排出量の目録」に従い年間6ヶ月稼働と見なして推計しました。



※5 「排ガス量原単位」とは、焼却する廃棄物の種類毎に設定した標準的な排ガス量（乾き排ガス量）をいいます。